

平成 26 年度の健康・福祉施策における主な検討課題・取組みについて

社会保障制度が大きく見直される中、本市健康・福祉施策においても課題解決に向けた検討を行い、計画の着実な推進とともに取組みを進めていく。

平成 26 年度の具体的な取組みは以下のとおり。

1 地域包括ケアシステムの推進

(1) 介護保険制度改正に伴う本市地域包括ケアシステムの推進（資料 1 P26）

平成 27 年度の介護保険制度改正に向けて、武蔵野市高齢者福祉総合条例に基づく本市の地域包括ケアシステムの確立・推進のための取組みについて、来年度策定する第 6 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画にて明示する。また、介護認定が要支援 1・2 である軽度者への「訪問介護」「通所介護」が介護保険給付から地域支援事業へと移行されることを受け、円滑な移行への体制づくりを進める。

(2) 地域医療のあり方の検討（資料 1 P16）

病院の機能分化や在宅療養生活支援の仕組みづくりが進む中で、本市における地域医療のあり方について検討する。在宅療養生活支援については、退院・退所時の円滑な在宅生活への移行や、安定した療養生活の継続を市民が選択できる体制づくり等について検討を進める。

(3) 認知症への支援強化（資料 1 P21～P25）

認知症の方が安心して地域で生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉と地域との連携を進めていく。

(4) ひとり暮らし高齢者への支援（資料 1 P19）

ひとり暮らし高齢者の生活の安心を支えるため、24 時間 365 日対応の高齢者安心コール事業を実施する。

(5) 孤立防止に向けた取組みの推進（資料 1 P19）

一人暮らし高齢者等の生活の異変の察知や虐待や権利侵害、消費者被害等を防止するため、「武蔵野市孤立防止ネットワーク連絡会議」による連携を進めるとともに、地域の見守りや支え合いの意識を高め、地域から孤立した世帯が生じないよう取組みを進めていく。

2 予防を重視した健康施策の推進

(1) がん検診の充実（資料 1 P9）

過去 5 年間の乳がん検診未受診者（42～60 歳）に対して受診勧奨を行うほか、子宮がん検診の受診対象者全員への受診票送付や受診期間の拡充を行うなどの取組を実施し、受診率の向上を図る。

3 共生社会の実現に向けた取組み

(1) 障害者計画の改定

本市における共生社会のさらなる進展に向けて、地域自立支援協議会を策定委員会として位置づけ、障害者計画の改定を実施する。

(2) 障害児放課後対策事業の充実

放課後等デイサービスの開設準備補助金の創設と家賃補助の拡充により事業者の参入を促進することで、障害児が放課後等に活動する場を確保する。

(3) 障害者虐待通報・緊急相談事業の開始（資料1 P43）

障害のある方が地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、24時間365日を通じて、緊急時の通報や相談に対応できる体制を構築する。

(4) 高次脳機能障害者等への支援の充実

高次脳機能障害者関係機関連絡会での取組みを通じて、医療と福祉のさらなる連携を推進し、当事者等に対する支援の質的向上を図る。

4 生活困窮者に対する支援体制の検討

(1) 生活困窮者支援体制の検討

平成25年12月に生活困窮者自立支援法が制定されたことにより、平成27年4月より市町村において生活困窮者支援体制をスタートさせることとなった。自立相談支援や就労に向けた支援策など、本市の既存の事業との整合を図りつつ、体制を整備していく。

（資料4-2参照）

5 大規模災害発生時に要援護者を守る仕組みづくり

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の検討・構築（資料1 P3）

災害対策基本法の改正を受け、大規模災害発生時に要援護者の安否確認や避難支援を行うため、警察・消防などの公的機関や地域活動団体、事業者も含めた支援体制を検討する。

6 多職種多機関の連携による実務課題の解決

(1) 在宅支援連絡会による課題解決の推進（資料1 P4）

引き続き在宅支援連絡会を通じて、多職種多機関の連携による実務課題の解決を進める。

(2) 福祉人材の育成（資料1 P7）

(3) 緊急医療情報キットの本格実施（資料1 P4）

(4) 脳卒中連携パス、認知症連携パス等の活用の促進（資料1 P4、P22等）

7 普及・啓発

(1) シンポジウムの開催（予定）